ＪＰＸプライム１５０指数先物の上場に伴う業務規程等の一部改正新旧対照表

目次

(ページ)

１．業務規程の一部改正新旧対照表 ･･･ １

２．取引参加者規程の一部改正新旧対照表 ･････････････････････････････････････ ５

３．Ｊ－ＮＥＴ市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表 ････ ６

４．業務規程施行規則の一部改正新旧対照表･････････････････････････････････････ ７

５．取引参加者料金等に関する規則の一部改正新旧対照表 ･････････････････････････ 10

６．Ｊ－ＮＥＴ市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧
対照表 ･･･ 13

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
（取引の対象） 第５条　指数先物取引（商品指数を対象とする指数先物取引（以下「商品指数先物取引」という。）を除く。）の対象は、次の各号に掲げる指数とする。 （１）～（３）　（略） （４）　ＪＰＸプライム１５０指数（ＪＰＸ総研がＪＰＸプライム１５０指数の構成銘柄として選定した銘柄を対象とする浮動株時価総額方式の株価指数であって、ＪＰＸ総研が算出するものをいう。以下同じ。） （５）　（略） （６）　（略） （７）　（略） （８）　（略） （９）　（略） （１０）　（略） （１１）　（略） （１２）　（略） （１３）　（略） （１４）　（略） （１５）　（略） （１６）　（略） （１７）　（略） （１８）　（略） ２　（略）	（取引の対象） 第５条　指数先物取引（商品指数を対象とする指数先物取引（以下「商品指数先物取引」という。）を除く。）の対象は、次の各号に掲げる指数とする。 （１）～（３）　（略） （新設） （４）　（略） （５）　（略） （６）　（略） （７）　（略） （８）　（略） （９）　（略） （１０）　（略） （１１）　（略） （１２）　（略） （１３）　（略） （１４）　（略） （１５）　（略） （１６）　（略） （１７）　（略） ２　（略）
（限月取引及びその数） 第７条　指数先物取引は、次の各号に掲げる取引対象指数（指数先物取引の対象の指数をいう。以下同じ。）ごとに当該各号に定める取引日を取引最終日とする限月取引に区分して行うものとする。 （１）　日経平均、東証株価指数、ＪＰＸ日経インデックス４００、ＪＰＸプライム１５０指数、東証グロース市場２５０指数、ＲＮＰ指数、ＴＯＰＩＸ　Ｃｏｒｅ３０、東証銀行業株価指数及び東証ＲＥＩＴ指数 ａ　（略） ｂ　フレックス限月取引 取引参加者の申請に基づき本所が指定する取引日（ＪＰＸプライム１５０指数、東証グロース市場２５０指数、	（限月取引及びその数） 第７条　指数先物取引は、次の各号に掲げる取引対象指数（指数先物取引の対象の指数をいう。以下同じ。）ごとに当該各号に定める取引日を取引最終日とする限月取引に区分して行うものとする。 （１）　日経平均、東証株価指数、ＪＰＸ日経インデックス４００、東証グロース市場２５０指数、ＲＮＰ指数、ＴＯＰＩＸ　Ｃｏｒｅ３０、東証銀行業株価指数及び東証ＲＥＩＴ指数 ａ　（略） ｂ　フレックス限月取引 取引参加者の申請に基づき本所が指定する取引日（東証グロース市場２５０指数、ＲＮＰ指数及びＴＯＰＩＸ　Ｃｏｒｅ３０を除く。）

ＲＮＰ指数及びＴＯＰＩＸ　Ｃｏｒｅ３０を除く。） （２）～（９）　（略） ２　限月取引の数及びその期間は、次の各号に掲げる取引対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 （１）・（２）　（略） （３）　ＪＰＸ日経インデックス４００、ＪＰＸプライム１５０指数、東証グロース市場２５０指数及びＲＮＰ指数 特定限月取引の５限月取引制とし、各限月取引の期間は１年３か月とする。 （４）～（１１）　（略） ３～６　（略） （呼値） 第２６条　（略） ２～８　（略） ９　呼値の単位は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 （１）・（１）の２　（略） （２）　指数先物取引 ａ～ｃ　（略） ｄ　ＪＰＸプライム１５０指数、ＲＮＰ指数、ＴＯＰＩＸ　Ｃｏｒｅ３０、東証ＲＥＩＴ指数、Ｓ＆Ｐ／ＪＰＸ　５００　ＥＳＧスコア・ティルト指数（傾斜０．５）及びＦＴＳＥ　ＪＰＸネットゼロ５００インデックス ０．５ポイントとする。ただし、ストラテジー取引については、０．１ポイントとする。 ｅ～ｉ　（略） （２）の２～（６）　（略） １０～１３　（略） （取引単位） 第２９条　取引単位は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 （１）・（１）の２　（略） （２）　指数先物取引 次のａからｇまでに掲げる取引対象指数の区分に従い、当該ａからｇまでに定める額に取引対象指数の数値を乗じて得た額を１単位として行う。 ａ～ｄ　（略） ｅ　ＪＰＸプライム１５０指数、東証グロース市場２５０指数、ＴＯＰＩＸ　Ｃｏｒｅ３０、東証ＲＥＩＴ指数、日	（２）～（９）　（略） ２　限月取引の数及びその期間は、次の各号に掲げる取引対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 （１）・（２）　（略） （３）　ＪＰＸ日経インデックス４００、東証グロース市場２５０指数及びＲＮＰ指数 特定限月取引の５限月取引制とし、各限月取引の期間は１年３か月とする。 （４）～（１１）　（略） ３～６　（略） （呼値） 第２６条　（略） ２～８　（略） ９　呼値の単位は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 （１）・（１）の２　（略） （２）　指数先物取引 ａ～ｃ　（略） ｄ　ＲＮＰ指数、ＴＯＰＩＸ　Ｃｏｒｅ３０、東証ＲＥＩＴ指数、Ｓ＆Ｐ／ＪＰＸ　５００　ＥＳＧスコア・ティルト指数（傾斜０．５）及びＦＴＳＥ　ＪＰＸネットゼロ５００インデックス ０．５ポイントとする。ただし、ストラテジー取引については、０．１ポイントとする。 ｅ～ｉ　（略） （２）の２～（６）　（略） １０～１３　（略） （取引単位） 第２９条　取引単位は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 （１）・（１）の２　（略） （２）　指数先物取引 次のａからｇまでに掲げる取引対象指数の区分に従い、当該ａからｇまでに定める額に取引対象指数の数値を乗じて得た額を１単位として行う。 ａ～ｄ　（略） ｅ　東証グロース市場２５０指数、ＴＯＰＩＸ　Ｃｏｒｅ３０、東証ＲＥＩＴ指数、日経平均・配当指数、日経平均

経平均・配当指数、日経平均トータルリターン・インデックス及び日経気候変動指数

１，０００円

ｆ・ｇ　（略）

（２）の２～（６）　（略）

（最終清算数値）

第３６条　最終清算数値は、取引最終日の終了する日の翌日に定めるものとし、次の各号に掲げる取引対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところにより算出した特別な指数又は数値（以下「特別清算数値」という。）とする。ただし、フレックス限月取引において、各銘柄の設定時にあらかじめ最終清算数値を特別清算数値としないことを定めるものは、最終清算数値を取引最終日の終了する日に定めるものとし、取引最終日における取引対象指数の最終の数値とする。

（１）　日経平均、東証株価指数、ＪＰＸ日経インデックス４００、ＪＰＸプライム１５０指数、東証グロース市場２５０指数、ＴＯＰＩＸ　Ｃｏｒｅ３０、東証銀行業株価指数、東証ＲＥＩＴ指数、Ｓ＆Ｐ／ＪＰＸ　５００　ＥＳＧスコア・ティルト指数（傾斜０．５）、ＦＴＳＥ　ＪＰＸネットゼロ５００インデックス及び日経気候変動指数

取引最終日の終了する日の翌日における東京証券取引所が開設する取引所金融商品市場における各構成銘柄の売買立会の始めの約定値段（取引最終日の終了する日の翌日に約定値段がない銘柄については、本所が定める値段）に基づき算出した指数

（２）～（９）　（略）

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる取引対象指数の区分に従い、当該各号のいずれかに該当した場合で本所が必要と認めるときにおける最終清算数値は、本所がその都度定める日に、本所がその都度定める。

（１）　日経平均、東証株価指数、ＪＰＸ日経インデックス４００、ＪＰＸプライム１５０指数、東証グロース市場２５０指数、ＴＯＰＩＸ　Ｃｏｒｅ３０、東証銀行業株価指数、東証ＲＥＩＴ指数、Ｓ＆Ｐ／ＪＰＸ　５００　ＥＳＧスコア・ティルト指数（傾斜０．５）、ＦＴＳＥ

トータルリターン・インデックス及び日経気候変動指数

１，０００円

ｆ・ｇ　（略）

（２）の２～（６）　（略）

（最終清算数値）

第３６条　最終清算数値は、取引最終日の終了する日の翌日に定めるものとし、次の各号に掲げる取引対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところにより算出した特別な指数又は数値（以下「特別清算数値」という。）とする。ただし、フレックス限月取引において、各銘柄の設定時にあらかじめ最終清算数値を特別清算数値としないことを定めるものは、最終清算数値を取引最終日の終了する日に定めるものとし、取引最終日における取引対象指数の最終の数値とする。

（１）　日経平均、東証株価指数、ＪＰＸ日経インデックス４００、東証グロース市場２５０指数、ＴＯＰＩＸ　Ｃｏｒｅ３０、東証銀行業株価指数、東証ＲＥＩＴ指数、Ｓ＆Ｐ／ＪＰＸ　５００　ＥＳＧスコア・ティルト指数（傾斜０．５）、ＦＴＳＥ　ＪＰＸネットゼロ５００インデックス及び日経気候変動指数

取引最終日の終了する日の翌日における東京証券取引所が開設する取引所金融商品市場における各構成銘柄の売買立会の始めの約定値段（取引最終日の終了する日の翌日に約定値段がない銘柄については、本所が定める値段）に基づき算出した指数

（２）～（９）　（略）

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる取引対象指数の区分に従い、当該各号のいずれかに該当した場合で本所が必要と認めるときにおける最終清算数値は、本所がその都度定める日に、本所がその都度定める。

（１）　日経平均、東証株価指数、ＪＰＸ日経インデックス４００、東証グロース市場２５０指数、ＴＯＰＩＸ　Ｃｏｒｅ３０、東証銀行業株価指数、東証ＲＥＩＴ指数、Ｓ＆Ｐ／ＪＰＸ　５００　ＥＳＧスコア・ティルト指数（傾斜０．５）、ＦＴＳＥ　ＪＰＸネットゼロ５００インデックス及び日経気候変動指数

ＪＰＸネットゼロ５００インデックス及び日経気候変動指数 　取引最終日の終了する日の翌日に東京証券取引所が開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買立会が停止された場合（東京証券取引所の業務規程第２９条第３号又は第４号の規定により有価証券の売買が停止された場合を含む。） （２）～（７）　（略） ３・４　（略） 付　則 １　この改正規定は、令和６年３月１８日から施行する。 ２　前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和６年３月１８日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。	取引最終日の終了する日の翌日に東京証券取引所が開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買立会が停止された場合（東京証券取引所の業務規程第２９条第３号又は第４号の規定により有価証券の売買が停止された場合を含む。） （２）～（７）　（略） ３・４　（略）

取引参加者規程の一部改正新旧対照表

新	旧
（処分、処置又は措置の通知等） 第５０条　本所は、この節の規定（第４８条を除く。）に基づき、取引参加者の処分、処置又は措置（市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消しの措置に限る。）を行ったときは、その旨を各取引参加者に通知する。ただし、第４７条第１項に定める措置を行う場合において、当該措置の重要性又は当該通知を行った場合における市場への影響度を勘案して本所が必要と認めるときは、通知を行う範囲をその都度定めることができる。	（処分、処置又は措置の通知等） 第５０条　本所は、この節の規定（第４８条を除く。）に基づき、取引参加者の処分、処置又は措置（市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消しの措置に限る。）を行ったときは、その旨を各取引参加者に通知する。
２　本所がこの節の規定に基づき取引参加者に対して行った処分、処置又は措置が、取引参加者の本所の市場における市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限である場合には、当該取引参加者は、本所が定めるところにより、その旨を店頭等に表示しなければならない。ただし、第４７条第１項に定める措置を行う場合において、当該措置の重要性又は店頭等への表示を行った場合における市場への影響度を勘案して本所が店頭等への表示を行わないことが適当と認めるときは、この限りでない。	２　本所がこの節の規定に基づき取引参加者に対して行った処分、処置又は措置が、取引参加者の本所の市場における市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限である場合には、当該取引参加者は、本所が定めるところにより、その旨を店頭等に表示しなければならない。
付　　則 この改正規定は、令和６年３月１８日から施行する。	

Ｊ－ＮＥＴ市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
（目的） 第１条　この特例は、本所の市場（本所の開設する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）のうち立会によらない市場デリバティブ取引（業務規程第５条第１項第１号に掲げる指数を対象とする指数先物取引（同第６条第１号に規定するＭｉｃｒｏ取引に限る。）、同第５条第１項第１１号に掲げる指数を対象とする指数先物取引及び取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第１条第１項に規定する取引所外国為替証拠金取引を除く。以下同じ。）を行う市場（以下「Ｊ－ＮＥＴ市場」という。）における市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託等について、業務規程及び受託契約準則の特例を規定する。 ２　（略） 付　則 １　この改正規定は、令和６年３月１８日から施行する。 ２　前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和６年３月１８日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。	（目的） 第１条　この特例は、本所の市場（本所の開設する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）のうち立会によらない市場デリバティブ取引（業務規程第５条第１号に掲げる指数を対象とする指数先物取引（同第６条第１号に規定するＭｉｃｒｏ取引に限る。）、同第５条第１０号に掲げる指数を対象とする指数先物取引及び取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第１条第１項に規定する取引所外国為替証拠金取引を除く。以下同じ。）を行う市場（以下「Ｊ－ＮＥＴ市場」という。）における市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託等について、業務規程及び受託契約準則の特例を規定する。 ２　（略）

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（呼値の制限値幅） 第１６条　（略） ２　前項に規定する制限値幅は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定める数値とする。 （１）・（１）の２　（略） （２）　指数先物取引 ａ　日経平均、東証株価指数、ＪＰＸ日経インデックス４００、ＪＰＸプライム１５０指数、東証グロース市場２５０指数、ＲＮＰ指数、ＴＯＰＩＸ　Ｃｏｒｅ３０、東証銀行業株価指数、東証ＲＥＩＴ指数、Ｓ＆Ｐ／ＪＰＸ　５００　ＥＳＧスコア・ティルト指数（傾斜０．５）、ＦＴＳＥ　ＪＰＸネットゼロ５００インデックス及び日経気候変動指数 基準値段に１００分の８を乗じて得た数値（呼値の単位の整数倍の数値でないときは、これを切り下げる。次項第２号ａにおいて同じ。）とする。 ｂ～ｇ　（略） （２）の２～（５）の２　（略） ３　規程第３３条第２項から第４項までに規定する呼値の制限値幅の上限又は下限の拡大は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 （１）・（１）の２　（略） （２）　指数先物取引 ａ　日経平均、東証株価指数、ＪＰＸ日経インデックス４００、ＪＰＸプライム１５０指数、東証グロース市場２５０指数、ＲＮＰ指数、ＴＯＰＩＸ　Ｃｏｒｅ３０、東証銀行業株価指数、東証ＲＥＩＴ指数、Ｓ＆Ｐ／ＪＰＸ　５００　ＥＳＧスコア・ティルト指数（傾斜０．５）、ＦＴＳＥ　ＪＰＸネットゼロ５００インデックス及び日経気候変動指数 （ａ）～（ｄ）　（略） ｂ～ｆ　（略） （２）の２～（４）の２　（略） ４　（略） ５　第１項から第３項までに規定する基準値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ	（呼値の制限値幅） 第１６条　（略） ２　前項に規定する制限値幅は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定める数値とする。 （１）・（１）の２　（略） （２）　指数先物取引 ａ　日経平均、東証株価指数、ＪＰＸ日経インデックス４００、東証グロース市場２５０指数、ＲＮＰ指数、ＴＯＰＩＸ　Ｃｏｒｅ３０、東証銀行業株価指数、東証ＲＥＩＴ指数、Ｓ＆Ｐ／ＪＰＸ　５００　ＥＳＧスコア・ティルト指数（傾斜０．５）、ＦＴＳＥ　ＪＰＸネットゼロ５００インデックス及び日経気候変動指数 基準値段に１００分の８を乗じて得た数値（呼値の単位の整数倍の数値でないときは、これを切り下げる。次項第２号ａにおいて同じ。）とする。 ｂ～ｇ　（略） （２）の２～（５）の２　（略） ３　規程第３３条第２項から第４項までに規定する呼値の制限値幅の上限又は下限の拡大は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 （１）・（１）の２　（略） （２）　指数先物取引 ａ　日経平均、東証株価指数、ＪＰＸ日経インデックス４００、東証グロース市場２５０指数、ＲＮＰ指数、ＴＯＰＩＸ　Ｃｏｒｅ３０、東証銀行業株価指数、東証ＲＥＩＴ指数、Ｓ＆Ｐ／ＪＰＸ　５００　ＥＳＧスコア・ティルト指数（傾斜０．５）、ＦＴＳＥ　ＪＰＸネットゼロ５００インデックス及び日経気候変動指数 （ａ）～（ｄ）　（略） ｂ～ｆ　（略） （２）の２～（４）の２　（略） ４　（略） ５　第１項から第３項までに規定する基準値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ

取引の区分ごとに、当該各号に定める値段とする。 （１）・（１）の２　（略） （２）　指数先物取引 ａ　Ｍｉｎｉ取引及びＭｉｃｒｏ取引を除く指数先物取引 前取引日の当該限月取引の清算数値（クリアリング機構が指数先物取引の清算数値として定める数値をいう。以下この号において同じ。）とする。ただし、前取引日に当該限月取引の清算数値がない場合は、日経平均、東証株価指数、ＪＰＸ日経インデックス４００、ＪＰＸプライム１５０指数、東証グロース市場２５０指数、ＲＮＰ指数、ＴＯＰＩＸ　Ｃｏｒｅ３０、東証銀行業株価指数、東証ＲＥＩＴ指数、Ｓ＆Ｐ／ＪＰＸ　５００　ＥＳＧスコア・ティルト指数（傾斜０．５）、ＦＴＳＥ　ＪＰＸネットゼロ５００インデックス及び日経気候変動指数にあっては別表２により算出した理論価格（当該理論価格が呼値の単位の整数倍でないときは、当該理論価格に最も近接する呼値の単位の整数倍の値段（該当する値段が二つある場合は、高い方の値段））、ＮＹダウ、台湾加権指数、ＦＴＳＥ中国５０インデックス、日経平均ＶＩ、日経平均・配当指数及びＣＭＥ原油等指数にあっては当該限月取引の直前に取引最終日を迎える限月取引の清算数値とする。 ｂ　（略） （２）の２～（５）の２　（略） ６　（略） （取引の一時中断） 第２０条　（略） ２・３　（略） ４　規程第３３条第６項に規定する本所が定める値幅は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、取引状況等を勘案して本所が必要と認める場合には、本所がその都度定める値幅とする。 （１）・（１）の２　（略） （２）　指数先物取引 ａ　日経平均、東証株価指数、ＪＰＸ日経インデックス４００、ＪＰＸプライム１５０指数、東証グロース市場２５０指数、ＲＮＰ指数、ＴＯＰＩＸ　Ｃ	取引の区分ごとに、当該各号に定める値段とする。 （１）・（１）の２　（略） （２）　指数先物取引 ａ　Ｍｉｎｉ取引及びＭｉｃｒｏ取引を除く指数先物取引 前取引日の当該限月取引の清算数値（クリアリング機構が指数先物取引の清算数値として定める数値をいう。以下この号において同じ。）とする。ただし、前取引日に当該限月取引の清算数値がない場合は、日経平均、東証株価指数、ＪＰＸ日経インデックス４００、東証グロース市場２５０指数、ＲＮＰ指数、ＴＯＰＩＸ　Ｃｏｒｅ３０、東証銀行業株価指数、東証ＲＥＩＴ指数、Ｓ＆Ｐ／ＪＰＸ　５００　ＥＳＧスコア・ティルト指数（傾斜０．５）、ＦＴＳＥ　ＪＰＸネットゼロ５００インデックス及び日経気候変動指数にあっては別表２により算出した理論価格（当該理論価格が呼値の単位の整数倍でないときは、当該理論価格に最も近接する呼値の単位の整数倍の値段（該当する値段が二つある場合は、高い方の値段））、ＮＹダウ、台湾加権指数、ＦＴＳＥ中国５０インデックス、日経平均ＶＩ、日経平均・配当指数及びＣＭＥ原油等指数にあっては当該限月取引の直前に取引最終日を迎える限月取引の清算数値とする。 ｂ　（略） （２）の２～（５）の２　（略） ６　（略） （取引の一時中断） 第２０条　（略） ２・３　（略） ４　規程第３３条第６項に規定する本所が定める値幅は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、取引状況等を勘案して本所が必要と認める場合には、本所がその都度定める値幅とする。 （１）・（１）の２　（略） （２）　指数先物取引 ａ　日経平均、東証株価指数、ＪＰＸ日経インデックス４００、東証グロース市場２５０指数、ＲＮＰ指数、ＴＯＰＩＸ　Ｃｏｒｅ３０、東証銀行業株価

ｏｒｅ３０、東証銀行業株価指数、東証ＲＥＩＴ指数、Ｓ＆Ｐ／ＪＰＸ　５００　ＥＳＧスコア・ティルト指数（傾斜０．５）、ＦＴＳＥ　ＪＰＸネットゼロ５００インデックス及び日経気候変動指数 　規程第３３条第６項に規定する基準値段（以下この号及び第５号において単に「基準値段」という。）に１０００分の８を乗じて得た数値とする。 ｂ～ｄ　（略） （２）の２～（５）の２　（略） ５・６　（略） （特別清算数値算出に係る値段） 第２２条　規程第３６条第１項第１号及び第２号並びに第４０条第２項に規定する約定値段に関し、これらのかっこ書に規定する本所が定める値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の取引対象指数又は対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 （１）　日経平均、東証株価指数、ＪＰＸ日経インデックス４００、ＪＰＸプライム１５０指数、東証グロース市場２５０指数、ＴＯＰＩＸ　Ｃｏｒｅ３０、東証銀行業株価指数、東証ＲＥＩＴ指数及び日経気候変動指数 ａ～ｃ　（略） （２）・（３）　（略） ２・３　（略） 付　則 １　この改正規定は、令和６年３月１８日から施行する。 ２　前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和６年３月１８日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。	指数、東証ＲＥＩＴ指数、Ｓ＆Ｐ／ＪＰＸ　５００　ＥＳＧスコア・ティルト指数（傾斜０．５）、ＦＴＳＥ　ＪＰＸネットゼロ５００インデックス及び日経気候変動指数 　規程第３３条第６項に規定する基準値段（以下この号及び第５号において単に「基準値段」という。）に１０００分の８を乗じて得た数値とする。 ｂ～ｄ　（略） （２）の２～（５）の２　（略） ５・６　（略） （特別清算数値算出に係る値段） 第２２条　規程第３６条第１項第１号及び第２号並びに第４０条第２項に規定する約定値段に関し、これらのかっこ書に規定する本所が定める値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の取引対象指数又は対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 （１）　日経平均、東証株価指数、ＪＰＸ日経インデックス４００、東証グロース市場２５０指数、ＴＯＰＩＸ　Ｃｏｒｅ３０、東証銀行業株価指数、東証ＲＥＩＴ指数及び日経気候変動指数 ａ～ｃ　（略） （２）・（３）　（略） ２・３　（略）

取引参加者料金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（取引参加者料金） 第２条　（略） ２～４　（略） ５　ギブアップ負担金は、清算執行取引参加者（業務規程第４２条第２項に規定する清算執行取引参加者をいう。）が納入するものとし、その額は、同項の規定により成立したギブアップに係る売付け又は買付けの数量に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める金額を乗じた額とする。 （１）・（１）の２　（略） （２）　指数先物取引 次のａからｅまでに掲げる取引対象指数の区分に従い、当該ａからｅまでに定める金額とする。 ａ～ｃ　（略） ｄ　ＪＰＸ日経インデックス４００、ＪＰＸプライム１５０指数、東証グロース市場２５０指数、ＴＯＰＩＸ　Ｃｏｒｅ３０、東証ＲＥＩＴ指数及び日経平均・配当指数　１円 ｅ　（略） （２）の２～（６）　（略） ６　取消料は、過誤のある注文により市場デリバティブ取引が成立した場合において、業務規程第２５条第１項（Ｊ－ＮＥＴ市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第１０条第１項において準用する場合を含む。）又は取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「取引所ＦＸ取引特例」という。）第１５条第１項の規定に基づき、市場デリバティブ取引の取消しが行われたときに、当該過誤のある注文を発注した取引参加者が納入するものとし、その額は、取り消された取引（過誤のある注文により成立した取引に限る。）に係る取引手数料の算出の基準に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める率又は金額を乗じて算出した額とする。ただし、当該額が１０万円を下回る場合は、１０万円とする。 （１）・（１）の２　（略） （２）　指数先物取引 次のａからｉまでに掲げる取引対象指数の区分に従い、当該ａからｉまでに定める金額とする。	（取引参加者料金） 第２条　（略） ２～４　（略） ５　ギブアップ負担金は、清算執行取引参加者（業務規程第４２条第２項に規定する清算執行取引参加者をいう。）が納入するものとし、その額は、同項の規定により成立したギブアップに係る売付け又は買付けの数量に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める金額を乗じた額とする。 （１）・（１）の２　（略） （２）　指数先物取引 次のａからｅまでに掲げる取引対象指数の区分に従い、当該ａからｅまでに定める金額とする。 ａ～ｃ　（略） ｄ　ＪＰＸ日経インデックス４００、東証グロース市場２５０指数、ＴＯＰＩＸ　Ｃｏｒｅ３０、東証ＲＥＩＴ指数及び日経平均・配当指数　１円 ｅ　（略） （２）の２～（６）　（略） ６　取消料は、過誤のある注文により市場デリバティブ取引が成立した場合において、業務規程第２５条第１項（Ｊ－ＮＥＴ市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第１０条第１項において準用する場合を含む。）又は取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「取引所ＦＸ取引特例」という。）第１５条第１項の規定に基づき、市場デリバティブ取引の取消しが行われたときに、当該過誤のある注文を発注した取引参加者が納入するものとし、その額は、取り消された取引（過誤のある注文により成立した取引に限る。）に係る取引手数料の算出の基準に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める率又は金額を乗じて算出した額とする。ただし、当該額が１０万円を下回る場合は、１０万円とする。 （１）・（１）の２　（略） （２）　指数先物取引 次のａからｉまでに掲げる取引対象指数の区分に従い、当該ａからｉまでに定める金額とする。

ａ～ｄ　（略）
ｅ　ＪＰＸ日経インデックス４００、ＪＰＸプライム１５０指数、東証グロース市場２５０指数、ＴＯＰＩＸ　Ｃｏｒｅ３０及び東証ＲＥＩＴ指数　７円
ｆ～ｉ　（略）
（２）の２～（６）　（略）
７～９　（略）

付　則

１　この改正規定は、令和６年３月１８日から施行する。
２　前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和６年３月１８日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。

別表１
取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等
取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等は、次のとおりとする。

取引の区分	取引対象の区分	（略）
（略）		
指数先物取引（Ｍｉｎｉ取引及びＭｉｃｒｏ取引を除く。）	（略）	（略）
	ＪＰＸ日経インデックス４００、ＪＰＸプライム１５０指数、東証グロース市場２５０指数、ＴＯＰＩＸ　Ｃｏｒｅ３０及び東証ＲＥＩＴ指数	（略）

ａ～ｄ　（略）
ｅ　ＪＰＸ日経インデックス４００、東証グロース市場２５０指数、ＴＯＰＩＸ　Ｃｏｒｅ３０及び東証ＲＥＩＴ指数　７円
ｆ～ｉ　（略）
（２）の２～（６）　（略）
７～９　（略）

別表１
取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等
取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等は、次のとおりとする。

取引の区分	取引対象の区分	（略）
（略）		
指数先物取引（Ｍｉｎｉ取引及びＭｉｃｒｏ取引を除く。）	（略）	（略）
	ＪＰＸ日経インデックス４００、東証グロース市場２５０指数、ＴＯＰＩＸ　Ｃｏｒｅ３０及び東証ＲＥＩＴ指数	（略）

	（略）	（略）
（略）		

（注１）～（注７）　（略）

	（略）	（略）
（略）		

（注１）～（注７）　（略）

Ｊ－ＮＥＴ市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（Ｊ－ＮＥＴ取引の値段） 第３条　Ｊ－ＮＥＴ市場特例第３条第３項に規定する本所が定める値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 （１）・（１）の２　（略） （２）　指数先物取引 次のａからｅまでに掲げる指数先物取引の対象の区分に従い、当該ａからｅまでに定める値段とする。 ａ・ｂ　（略） ｃ　ＪＰＸプライム１５０指数、東証グロース市場２５０指数、ＲＮＰ指数、ＴＯＰＩＸ　Ｃｏｒｅ３０、ＮＹダウ、ＦＴＳＥ中国５０インデックス、日経平均ＶＩ、Ｓ＆Ｐ／ＪＰＸ　５００　ＥＳＧスコア・ティルト指数（傾斜０．５）、ＦＴＳＥ　ＪＰＸネットゼロ５００インデックス及びＣＭＥ原油等指数 ａの（ａ）の規定を準用する。この場合において、「１円の１万分の１」とあるのは「１ポイントの１万分の１」と、「１００分の８」とあるのは「１００分の８（日経平均ＶＩを対象とするものにあっては１００分の２０、ＣＭＥ原油等指数を対象とするものにあっては１００分の１０。）」と読み替えるものとする。 ｄ・ｅ　（略） （２）の２～（６）　（略） ２・３　（略） 付　則 １　この改正規定は、令和６年３月１８日から施行する。 ２　前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和６年３月１８日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。	（Ｊ－ＮＥＴ取引の値段） 第３条　Ｊ－ＮＥＴ市場特例第３条第３項に規定する本所が定める値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 （１）・（１）の２　（略） （２）　指数先物取引 次のａからｅまでに掲げる指数先物取引の対象の区分に従い、当該ａからｅまでに定める値段とする。 ａ・ｂ　（略） ｃ　東証グロース市場２５０指数、ＲＮＰ指数、ＴＯＰＩＸ　Ｃｏｒｅ３０、ＮＹダウ、ＦＴＳＥ中国５０インデックス、日経平均ＶＩ、Ｓ＆Ｐ／ＪＰＸ　５００　ＥＳＧスコア・ティルト指数（傾斜０．５）、ＦＴＳＥ　ＪＰＸネットゼロ５００インデックス及びＣＭＥ原油等指数 ａの（ａ）の規定を準用する。この場合において、「１円の１万分の１」とあるのは「１ポイントの１万分の１」と、「１００分の８」とあるのは「１００分の８（日経平均ＶＩを対象とするものにあっては１００分の２０、ＣＭＥ原油等指数を対象とするものにあっては１００分の１０。）」と読み替えるものとする。 ｄ・ｅ　（略） （２）の２～（６）　（略） ２・３　（略）